

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
IH運搬機械株式会社(東京都中央区明石町8-1)[1000000741]
新明和工業株式会社(兵庫県宝塚市新明和町1-1)[1000006137]

2. 資格登録停止措置の期間
令和7年6月27日 ~ 令和7年8月26日(2か月)

3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域

4. 事実概要
IH運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。IH運搬機械株式会社、新明和工業株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者は、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。このことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第3号(独占禁止法違反行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号、第5号、第8号及び第9号に掲げる場合を除く。)	発生地域及び影響を受けた地域について 当該認定をした日から2月以上9月以内

○問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)